OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	大阪府の保健機関における子ども虐待への取り組み : 平成14年全国保健機関調査から
Author(s)	佐藤, 拓代; 中西, 眞弓
Citation	大阪公衆衛生. 2004, 75, p. 19-23
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83511
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

研究報告

大阪府の保健機関における子ども虐待への取り組み
－平成14年全国保健機関調査から－

大阪府健康福祉部地域保健福祉室長　佐藤　拓代
大阪府藤井寺保健所保健補佐　中西　眞弓

大阪府下の保健所では全国に先駆けて子どもの虐待に気がつき援助を行ってきた。平成14年度厚生労働科学研究として行った全国の保健機関のリーダーに対する調査から大阪府の取り組みの特徴を明らかにしたい。

調査は全国の政令市を含めた保健所、政令市を含めた市町村保健センター、保健センターを持たない市町村の4,038機関に行った。2,310機関（57.2%）から回答があり、現在虐待事例に援助している機関は69.3%で事例数の合計は13,108事例であった。管内人口1万人あたり0.85例となり、これは平成14年10月1日現在18歳未満の人口は総人口の17.5%であることから、18歳未満人口に換算すると1万人あたり4.9例と計算された。小林による平成13年度厚生科学研究では18歳未満人口1,000人中1.54例と虐待事例が推計されているが、保健所・保健センター等の保健機関からは14.3%の事例が報告されていることから、保健機関が援助を行っている事例は18歳未満人口1万人あたり2.2例と計算され、今回の調査ではこの数値の2倍以上の事例が報告されたことになる。

大阪府では大阪府下の保健所15機関と政令市保健センター18機関、市町村保健センター32機関から回答があったので、検討は都道府県保健所448機関と政令市保健センター180機関、市町村保健センター2,092機関に対して行った。

＜全国保健機関調査からみる大阪の取り組み状況＞

援助を行っている虐待事例がある機関は府保健所、府政令市保健センターは全機関であり、府市町村保健センターも93.8%と全国に比して多い（表1）。1機関あたりの事例数、人口1万人あたりの事例数は府保健所、府政令市保健センター、府市町村保健センターともに全国より多く、特に府保健所は全国保健所に比して1機関あたりで5倍弱と多かった。全国児童相談所の報告でも平成14年の23,738件のうち大阪府は2,509件（10.7%）、大阪市485

＜表1＞対象機関と回答率、援助事例数

	対象数	回答	事例あり	1機関あたり平均事例数	1万人あたり平均事例数
都道府県保健所	448	334(74.7)	273(81.7)	5.90	0.34
(府保健所)	***15***	***15(100.0)***	***15(100.0)***	***27.50***	***0.86***
政令市保健センター	180	109(60.6)	95(87.2)	15.61	1.14
(府政令市保健センター)	***33***	***18(54.6)***	***18(100.0)***	***16.80***	***1.46***
市町村保健センター	2,092	1,223(58.5)	846(69.2)	4.20	1.07
(府市町村保健センター)	***41***	***32(78.0)***	***30(93.8)***	***16.10***	***1.43***
計	2,720	1,666(61.3)	1,214(72.9)	7.55	0.85

府保健所・府政令市保健センター・府市町村保健センターは再掲

件（2.0%）と人口割合がそれぞれ約5%、約2%であるのに比して多く、大阪府で虐待が発生しやすいのか、発見率が高いかのいずれかが考えられる。市町村ネットワークと事例数を検討すると、ネットワークが設置されていない場合の63.2%に比して設置されている場合は75.8%の機関に援助事例があり、しかも事例数が多いほど設置率が高くなっていた。また、全国では平成14年に設置予定を含めて31.6%の設置率であるが、大阪府では全市町村に設置されている。さらに児童相談所への相談経路では、全国では保健所等からが5.9%であるが大阪府では24.4%と4倍であり、大阪市では2.9%であった。これらのことから、大阪府では地域ネットワークが活発に機能し、保健機関の虐待に対する意識が高いことが考えられる。

虐待事例への組織としての対応についてみると、虐待事例として何らかの決裁システムに乗せているところは府保健所は86.7%（全国51.9%）、同様に府市町村保健センターは41.4%（25.5%）と整備されていた（表2）。事例の台帳化も府保健所は100%（32.2%）、府市町村保健センターは48.3%（37.0%）と多くなされており、「機関として児童相談所通告」「緊急時交代等体制あり」が府保健所はそれぞれ93.3%、86.7%（55.4%、27.5%）、府政令市保健センターは72.2%、61.1%（68.1%、45.7%）、府市町村保健センターは58.6%、51.7%（国53.0%、23.5%）といずれも大阪府が多くなっていた。虐待防止法により医師、保健師等は早期発見に努める職種とされているが、児童相談所への通告は組織としての了解の元に行われることが望ましい。また、子どもの虐待は危機的状況が起こりうること、さらに保護者との対応で一貫した対応が必要となることもあり組織としての対応が必要であるが、大阪府の状況は保健所をはじめとしていずれの機関も全国より体制が整備されていることがわかった。

虐待事例に援助を行う際、生命に危険があるかどうか、また親子関係の病理の有無などを判断する必要があるが、重症度判断は全体で47.6%が行っていなかった（表3）。「ほぼ行う」と「事例により」を合わせると府保健所は100%（66.8%）、府政令市保健センターは82.4%（75.5%）、府市町村保健センターは78.6%（45.1%）大阪府では重症度判断が府保健所をはじめとしていずれの機関も全国より行われていた。

虐待の背景要因を総合的に把握し援助を行うためにはリスクアセスメントの考え方が重要であり、何らかのリスクアセスメントツールを導入しているかたずねたところ、「ほぼ使用」しているのは全国で80機関（6.6%）にすぎなかった。しかし、大阪府では「ほぼ使用」「事例により」を合わせると保健所で100%、政令市保健所で64.7%、保健センターで39.3%と多くの機関が使用していた。府保健所では平成13年度のモデル試行から平成14年には全機関で児童相談所と共用のアセスメントを使用している。今後は市町村においてもリスクアセスメントに関する知識の導入が必要であろう。

<表2>援助事例がある機関の組織としての対応

	計 N=1,122	都道府県保健所 N=258	*(府保健所)* *N=15*	政令市保健センター N=94	*(府政令市保健センター)* *N=18*	市町村保健センター N=770	*(府市町村保健センター)* *N=29*
決裁	375(33.4)	134(51.9)	***13(86.7)***	45(47.9)	***8(44.4)***	196(25.5)	***12(41.4)***
事例台帳化	428(38.1)	83(32.2)	***15(100.0)***	60(63.8)	***9(50.0)***	285(37.0)	***14(48.3)***
機関として児童相談所通告	615(54.8)	143(55.4)	***14(93.3)***	64(68.1)	***13(72.2)***	408(53.0)	***17(58.6)***
緊急時交代等体制あり	295(26.3)	71(27.5)	***13(86.7)***	43(45.7)	***11(61.1)***	181(23.5)	***15(51.7)***
スーパーバイズ体制あり	84(7.5)	33(12.8)	***1(6.7)***	15(16.0)	-	36(4.7)	***1(3.4)***
その他	213(19.0)	37(14.3)	ー	14(14.9)	***5(27.8)***	162(21.0)	***6(20.7)***

援助計画は「ほぼたてる」が325機関（27.1%）と少なく、全国では政令市保健センターで約半数と多くなっていた。ここでも大阪府保健所は80.0%が計画を立てており、虐待に関して発見から支援までシステム的に取り組まれていると考えられる。

所内の事例検討は全体では「ほぼ行う」が21.4%とあまりなされておらず、府保健所では40.0%と多かったが府市町村保健センターでは7.1%にと少なくなっていた。関係機関による事例検討は関わっている機関の内容や事例の重症度によって判断されて開催されていることが多く、この調査では全国の機関、大阪府ともあまり違いがみられなかった。

児童虐待の中核機関である児童相談所から、保健機関が関わっていない事例に対して関わりの要請があるときどのように対応しているかをたずねた。全国では687機関(57.1%)が要請を経験しており、大阪府では保健所が73.3%、政令市保健センターが82.4%、市町村保健センターが65.6%と多くの機関が経験していた。関与する事例は「これまでの関わりに関係なく関わる手段がある」場合は全国で53.1%で、「全てに関わる努力をする」が39.1%の機関であったが、大阪府では後者が保健所が54.5%と多かったが、政令市保健センターが35.7%、市町村保健センターが19.0%と、市町村保健センターで少なくなっていた。

援助で使用する資源・機関は児童相談所がもっとも多く全国で83.1%、ついで保育所が73.2%、自機関の事業が975機関65.9%などであった。大阪府では児童相談所と全国より多くの機関が連携していたが、機関別にみると保健所は保育所93.3%（63.0%）、同様に福祉事務所80.0%（44.7%）、学校80.0%（41.6%）、医療機関80.0%（54.9%）、家庭児童相談室60.0%(37.7%)、親子教室等53.3%(19.9%)、通園施設等66.7%（19.1%）であり、政令市保健センターは100%（74.5%）、家庭児童相談室100%（51.6%）、親子教室等44.4%(26.4%)、また市町村保健センターは保育所90.0%（74.5%）家庭児童相談室46.7%（30.0%）、通園施設等40.0%（16.5%）が多く、少

＜表3＞援助事例がある機関と事例への援助

	計	都道府県保健所	***(府保健所)***	政令市保健センター	***(府政令市保健センター)***	市町村保健センター	***(府市町村保健センター)***
重症度判断	N=1,199	N=271	***N=15***	N=94	***N=17***	N=834	***N=28***
ほぼ行う	200(16.7)	73(26.9)	***12(80.0)***	35(37.2)	***5(29.4)***	92(11.0)	***8(28.6)***
事例により	428(35.7)	108(39.9)	***3(20.0)***	36(38.3)	***9(52.9)***	284(34.1)	***14(50.0)***
行っていない	571(47.6)	90(33.2)	-	23(24.5)	***3(17.6)***	458(54.9)	***6(21.4)***
リスクアセスメントツール	N=1,204	N=271	***N=15***	N=94	***N=17***	N=839	***N=28***
ほぼ使用	80(6.6)	34(12.5)	***10(66.7)***	23(24.5)	***4(23.5)***	23(2.7)	***4(14.3)***
事例により	190(15.8)	67(24.7)	***5(33.3)***	25(26.6)	***7(41.2)***	98(11.7)	***7(25.0)***
使用せず	934(77.6)	170(62.7)	-	46(48.9)	***6(35.3)***	718(85.6)	***17(60.7)***
援助計画	N=1,199	N=269	***N=15***	N=94	***N=17***	N=836	***N=28***
ほぼたてる	325(27.1)	103(38.3)	***12(80.0)***	46(48.9)	***7(41.2)***	176(21.1)	***6(21.4)***
事例により	651(54.3)	142(52.8)	***3(20.0)***	44(46.8)	***9(52.9)***	465(55.6)	***20(71.4)***
たてていない	223(18.6)	24(8.9)	-	4(4.3)	***1(5.9)***	195(23.3)	***2(7.1)***
事例の所内検討	N=1,202	N=269	***N=15***	N=94	***N=17***	N=839	***N=28***
ほぼ行う	257(21.4)	68(25.3)	***6(40.0)***	25(26.6)	***2(11.8)***	164(19.5)	***2(7.1)***
事例により	782(65.0)	176(65.4)	***9(60.0)***	67(71.3)	***15(88.2)***	539(64.2)	***26(92.9)***
行っていない	163(13.6)	25(9.3)	-	2(2.1)	-	136(16.2)	-
事例の関係機関による検討	N=1,196	N=266	***N=15***	N=93	***N=17***	N=837	***N=28***
ほぼ開催	168(14.0)	50(18.8)	***4(26.7)***	15(16.1)	***5(29.4)***	103(12.3)	***6(21.4)***
事例により	838(70.1)	198(74.4)	***11(73.3)***	72(77.4)	***12(70.6)***	568(67.9)	***21(75.0)***
行っていない	190(15.9)	18(6.8)	-	6(6.5)	-	166(19.8)	***1(3.6)***

ないのは民生児童委員で市町村保健センターで23.3％（53.3％）であった。大阪府の特徴は、保育所、家庭児童相談室、通園施設等、親子教室との連携ががどの機関でも多いことである。これらの機関は在宅で支援を行うときに重要な機関であり、地域全体の虐待に関する理解が高いこと、ネットワークが充実していることがうかがわれる。

虐待ハイリスクへの取り組みは、全国では親に関しては「強い育児不安」が1,030機関(67.3％)、若年出産901機関（58.8％)、産後うつ病803機関（52.5％）が、子どもに関しては「発達の遅れ」1,120機関(73.6％)、「発育の遅れ」872機関(57.2％)が多くなされていた。大阪府保健所では全国に比して親の精神疾患、「アルコール等の依存症」、「子どもの障害児」、多胎児、先天性疾患が多く、より保健所の専門性を生かした取り組みがなされていた。市町村保健センターは同様に「発育の遅れ」が多く、乳幼児健診で把握できる項目がよく把握されていた。そのほか、全国に比して保健所、市町村保健所ともに「育てにくい子」「情緒行動問題」に高率に取り組んでおり親子関係の問題にも視点が広がっていた。

援助で困ることは、府保健所、市町村保健センターともに「援助の連携や仕方のタイミング」「親の受け皿がない」「子どもの受け皿がない」「助言者がいない」「家庭訪問の拒否」「援助効果がない」などが多く、これらの項目は虐待に関わっているからこそ困っている内容と考えることができる。政令市保健所は「虐待知識の不足」が、市町村保健センターは「虐待の判断が難しい」が全国に比して少なく、研修が行き届いていると考えられた。

＜これまでの大阪府保健所の取り組みと今後に向けて＞

大阪府保健所では昭和40年代後半から障害児の早期発見・早期援助に取り組み、60年にはその中で70例の虐待事例に援助しているというデータがあり、早くから子どもの虐待に気がつき援助を行ってきた。

過去の調査から援助の変遷をみると、昭和63年の調査は過去5年間の事例について大阪市以外の保健所と小児科医、それから児童相談所、家庭児童相談室に対して行われたもので、そのうち大阪府保健所は102人報告され1年あたりでみると20.4人であった（表4)。死亡が10人おりその多くはネグレクトであり、保育所入所率は22.4％で児童相談所の関与も49.0％と、まだ連携ができていなくて事例を抱え込んでいたと考えられた。平成2年に関係機関が使うマニュアルが出来上がり事例検討会が18.1％に開催され、連携が始まったといえる。平成5年には1年以上ハイリスクに援助している事例について1年後の状況を調査し、

＜表4＞大阪府保健所の援助の変遷

	S63年*	H2年**	H5年***	H8年***	H11年(保健所)	H11年(市町村)
対象	過去5年間に援助	過去2年間に援助	時点で1年以上の援助	時点と1年間の終了等	時点で半年以上の援助	
児の年齢	18歳未満	6歳未満	6歳未満	18歳未満	18歳未満	
調査数	1年あたり20.4人	1年あたり69人	82人	130人	215人	133人
死亡率	9.8%	6.5%	2.4%	2.3%	-	-
施設入所率	13.7%	21.7%	18.2%	29.2%	39.5%	15.0%
病院入院率	14.7%	21.7%	12.7%	17.7%	15.3%	12.0%
保育所入所率	22.4%	31.2%	56.4%	41.5%	58.7%	44.4%
児童相談所関与	49.0%	36.9%	51.0%	58.8%	67.0%	40.6%
医療機関関与	54.9%	35.5%	-	56.1%	54.8%	25.4%
事例検討会開催	-	18.1%	50.1%	63.2%	76.3%	58.6%

*大阪府下保健所と堺市、東大阪市保健所
**大阪府下保健所と大阪市、堺市、東大阪市保健所
***大阪府下保健所
H11年は大阪府下の保健所と市町村

虐待と虐待予備軍、及び虐待ではないがハイリスクが続いている状況の3群に分けて分析し虐待の背景要因が明らかになり、ここからリスクアセスメントに関する知見が得られた。平成8年の調査では死亡率が2.3%と昭和63年に比して明らかに減少し、しかもその死因は身体的虐待であり、援助を行っているネグレクトの死亡は防止することができていると考えられた。また、この調査では事例の重症度に関しても回答を求め、重症度を判断するリスクアセスメントが作成された。最後の平成11年の調査と昭和63年の調査を比較すると、この11年間に施設入所している児への援助が13.7%から39.5%に、また保育所入所率は22.4%から58.7%に増加し、児童相談所の関与も約7割、事例検討会も約8割になり、ネットワークが充実がしたことがわかる。

平成14年度厚生労働科学研究費補助金による全国の状況では、本報告では言及していないが、政令市保健所・政令市保健センターがハイリスクへの援助から虐待の援助までよく取り組んでいること、保健センターを持たない市町村で虐待への援助や組織的対応があまりなされていないことが明らかになり、地域保健機関の虐待に関する取り組みをさらに充実するために、①虐待援助技術の普遍化の推進、②とくに市町村保健センター・市町村における組織としての対応の推進、③虐待に対する地域保健関与の明確化、④地域ネットワークの充実と積極的関与、⑤事例を多く経験している保健師に対する専門的援助技術の研修が必要であるとまとめた。

これまで述べてきたように大阪府の取り組みは全国的にみると進んでいるといえるが、それはこれまでの5回の調査結果と結果から、①障害児への関わりから始まっているように受け入れやすい育児支援からの関わり、②ネグレクトに対する認識の高まり、③児童相談所との積極的連携、④家庭児童相談室との積極的連携、⑤在宅援助での保育所の積極的利用、⑥施設入所に対する理解、⑦事例検討会の積極的開催と参加、そして最後には⑧母子保健の中でこれらの調査結果も取り込み系統的な研修が行われてきたことによると考えられる。

今後もこれらの調査結果をもとに、大阪府の保健機関がより積極的に虐待の予防・援助に取り組むことを期待したい。

(本研究は平成14年度厚生労働科学研究による。調査にご協力いただいた皆様に感謝致します。)